

【①の修学資金】
(国 事 業)

長 崎 県 獣 医 師 養 成 確 保 修 学 資 金
給 付 事 業 の 手 引 き

長崎県では、獣医系大学卒業後、長崎県内で牛や豚などの家畜を診療する獣医師（産業動物獣医師）又は県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）として就職しようと考えている学生の皆さんに対する修学資金制度を設けています。

令和8年6月

一般社団法人 長崎県畜産協会

長崎県獣医師養成確保修学資金給付事業（国事業）

【長崎県獣医師養成確保修学資金給付事業の目的】

この事業は、将来、長崎県内で活躍しようと志している獣医学を専攻する学生に対して、修学資金をお貸しすることを目的としています。

【対象者】

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学で獣医学を専攻する学生のうち、将来、次の①～⑦に掲げる診療施設等（以下「県農林部局又は市町等」という。）で獣医師として産業動物の疾病予防、治療若しくは家畜衛生に関する業務に従事しようとする方が対象です。

- ① 長崎県農林部畜産課、家畜保健衛生所、農林技術開発センター畜産研究部門、肉用牛改良センター、農業大学校
- ② 長崎県農業共済組合（NOSAI長崎）
- ③ 壱岐市家畜診療所
- ④ 一般社団法人松浦地区畜産振興会
- ⑤ 小値賀町立家畜診療所
- ⑥ 新上五島町家畜診療所
- ⑦ その他、県と協定締結する診療業務等を行う診療施設

【給付額及び給付期間等】

- 1 給付額
月額 100,000円（私立大学は180,000円）が上限です
- 2 給付期間
給付の決定した月から大学の正規の修業年限で大学を卒業する月までの間

【給付申請手続き】

長崎県獣医師養成確保修学資金給付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、期限までに一般社団法人長崎県畜産協会（以下「当協会」という。）へ提出して下さい。

- 1 提出書類
 - （1）履歴書（写真を貼ったものに限りま。
 - （2）戸籍抄本
 - （3）大学の学長又は学部長の推薦書（別記様式第2号）
 - （4）在学証明書（大学が発行したものに限りま。
 - （5）学業成績証明書（給付を受ける年度に大学に入学した学生は、提出不要です。）
 - （6）連帯保証人となるべき人の保証書（別記様式第3号）

※連帯保証人は2人とし、独立して生計を営んでいる成年者でなければなりません。

連帯保証人のうち1人は、給付を受けようとする学生が未成年者であるときはその保護者、成年者であるときは父母兄弟又はこれに代わる人でなければなりません。

- （7）その他（必要な場合は、別途連絡します。）

【注意】給付申請書の「給付を受けようとする期間」は、「令和8年4月から令和9年3月まで」と記入して下さい。給付決定後は、年度毎に1年間更新され、獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで同様となります。

2 提出先及び提出期限

○提出先 〒850-0047

長崎県長崎市銭座町3番3号 一般社団法人 長崎県畜産協会

○受付期間 令和8年9月11日（金）まで（期間内に必着のこと）

【給付決定について】

当協会は、提出のあった申請書の内容を確認のうえ、長崎県に提出します。

長崎県は、申請書の内容を審査し、面接を行ったうえで修学資金を給付することの適否を決定し、適当と認めるときは、長崎県獣医師養成確保修学資金給付決定通知書（別記様式第4号）により本人に通知します。また、選考されなかったときもその結果を通知します。

【給付契約書の作成】

当協会は、長崎県から給付決定の通知を受理した後、修学資金の給付決定者との間で修学資金の給付契約を結びます。給付を受けようとする学生と給付契約を結んだ場合は、契約書の写しを長崎県及び連帯保証人に送付します。

なお、契約書には、連帯保証人、修学資金の給付額、給付期間、契約の解除、給付の休止、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。）の返還免除・猶予、返還金（加算金を含む。）、加算金の納付免除等に関する要件を備えるものとします。

【修学資金の交付】

手続きが完了後、原則として毎年度5月、8月、11月及び2月にそれぞれ3か月分を給付します。ただし、新規給付における第1四半期分の交付、又は当協会長が特別の理由があると認めるときはこの限りではありません。

【給付の解除又は休止】

（1）給付契約の解除

修学資金を受けた学生（以下「獣医修学生」という。）が次のうちいずれかに該当する場合は修学資金の給付を取り消すことがあります。

- ① 大学を退学したとき
- ② 獣医学を専攻しなくなったとき
- ③ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ④ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ⑤ 修学資金の給付を受けることを辞退したとき
- ⑥ 死亡したとき
- ⑦ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（2）給付の休止

獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき、若しくは同一学年の課程を再履修する事実があった場合には、これらの事実のあった日の属する月の翌月分から復学又は進級した日の属する月の分まで修学資金の給付を行いません。

この場合、既に給付された修学資金があるときは、復学又は進級した日の属する月以降の月の分として前もって給付されたものとみなします。

期限内に進級届の提出がない場合も、修学資金の給付を一時保留することがありますのでご注意ください。

【返還】

次の事項のいずれかに該当した場合は、既に給付された獣医修学資金をそれぞれの事項に定める日から6か月以内に、利息とあわせて一括返還しなければなりません。

ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができます。

利息は、修学資金の給付時毎の金額に給付を受けた日の属する月の翌日から各項に規定する事実が生じた日の属する月の末日までの日数に応じ、年10.95%の割合で加算した額とします。
※利息の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

返還しなければならない事項	起算日
修学資金の給付を取り消されたとき	給付の取り消しの効力が生じた日
大学を卒業した年の4月1日から起算して2年以内に獣医師国家試験に合格しなかったとき	大学を卒業した年の4月1日から起算して2年を経過した日
獣医師免許を取得後1年以内に県職員又は市町等に獣医師免許の資格を有する者として勤務しなかったとき	獣医師免許を取得した日から起算して1年を経過した日
獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金給付期間の2分の3（ただし、給付月額が12万円を超える場合は3分の5）の期間に満たなかったとき	左欄の就業期間を満たせなかった日
死亡したとき（免除される場合があります）	死亡した日

【返還の猶予】

獣医修学生が、次の事由に至った場合、累積3年を限度として返還金の返還を猶予することができます。ただし、産業動物獣医師等として就業後の猶予期間は返還が免除される従事期間に算入されません。

- ① 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- ② 就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるとき。

【返還債務の免除】

長崎県獣医師養成確保修学資金は、大学を卒業後2年以内に獣医師国家試験に合格し、合格した年に県職員又は市町等に獣医師免許の資格を有するものとして採用され、その業務に従事した期間が修学資金の給付期間の2分の3倍（ただし、給付月額が12万円を超える場合は3分の5倍）に相当する期間に達した場合は返還が免除されます。

【返還債務の裁量免除】

獣医修学生が次の事項のいずれかに該当することとなった場合は修学資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

裁量免除となる事項	免除割合
業務上以外の理由で死亡した場合	返還債務の1/2を免除
県職員又は市町等において獣医師として勤務しなくなった日から起算して一月以内に県職員又は市町等において獣医師として勤務して、勤務期間の合計が返還免除の要件となる期間に達したとき	返還債務の全額免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務を免除できる期間に達しなかったとき	返還債務の1/2を免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務の履行猶予を受けた後、なお、修学資金を返還することが困難であると認められるとき	返還債務の1/2を免除

【返還債務の免除手続き】

返還債務の免除を受けようとする人は、長崎県獣医師養成確保修学資金の返還金の（全部、一部）の返還免除申請書（別記様式契一17号、契一18号）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて当協会に提出して下さい。

内容を審査し、返還債務の免除を決定したときは、申請者に通知します。

【届出】

獣医修学生は、次の事項のいずれかに該当するときは、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当するときは、それぞれの各号に定める提出書を契約書別表の注に規定する期日までに提出してください。

契約書別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等を変更したとき	住所・氏名等変更届	契一1
2 進級したとき	進級届（学業成績証明書）	契一2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	契一3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	契一4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	契一5
6 退学したとき	退学届	契一6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	契一7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契一8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	契一9

10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得届	契－10
11 獣医師免許取得後1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (産業動物獣医師等として業務に未就業の場合)	契－11
12 修学資金給付期間に定める係数を掛けた期間の満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (産業動物獣医師等の業務に従事後、非従事となった場合)	契－12
13 産業動物獣医師等として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契－13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契－14
15 勤務先(所属)、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契－15
16 契約書第8条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契－16
17 契約書第9条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除申請書	契－17
18 契約書第9条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除申請書	契－18
19 修学資金給付期間に契約書に定める係数を掛けた期間、産業動物の診療業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契－19

(注)

- 1 2及び3の届出は、修学資金の給付期間中、毎年度4月15日までに提出してください。
- 2 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出してください。
- 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度、遅滞なく提出してください。
- 4 契約書別表に掲げる各種届出等については、本人自筆で記入してください。

修学資金について詳しくお知りになりたい方は、

一般社団法人 長崎県畜産協会
(TEL 095-843-8825)
(e-mail nagasaki-eisei01@next.odn.ne.jp)

までお問い合わせください

長崎県獣医師養成確保修学資金に関するQ & A

Q1 どういう人が修学資金を受けられますか？

A 将来、長崎県職員（家畜保健衛生所等において家畜の伝染病予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する方に限ります。）又は長崎県内の市町、農業共済組合等が運営する家畜診療所に獣医師として勤務することを希望する獣医学専攻の大学生が受けられます。

Q2 修学資金の返還免除は受けられますか？

A 修学資金の給付を受けた期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間、長崎県職員（家畜保健衛生所等において家畜の伝染病予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する方に限ります。）又は長崎県内の市町、農業共済組合等が運営する家畜診療所で獣医師として業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間の係数は2分の3

ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間の係数は3分の5

Q3 市町等が運営する家畜診療所であればどこでも一定期間以上勤務すれば返還免除となるのですか？

A 本事業の趣旨に賛同し、長崎県と協定書を締結した下記の家畜診療所に限られます（令和8年4月現在）。

- ・長崎県農業共済組合（NOSAI長崎）
 - 県南地区家畜診療所
 - 県南地区家畜診療所南島原出張所
 - 佐世保地区家畜診療所
 - 平戸地区家畜診療所
 - 平戸地区家畜診療所大島駐在所
 - 大村東彼地区家畜診療所
 - 五島地区家畜診療所
 - 対馬地区家畜診療所
- ・壱岐市家畜診療所
- ・一般社団法人松浦地区畜産振興会
- ・小値賀町立家畜診療所
- ・新上五島町家畜診療所